

# コチュテル・プログラム及びダブル・ディグリー・プログラムに係る基本方針

平成 27 年 11 月 教育改革室・国際本部策定

平成 29 年 9 月 一部改正

## 1. 背景と目的

近年、世界的なグローバル化の進展を背景に、国境を越えた学生や教員の流動化をはじめとする高等教育全般の国際化が世界規模で年々加速し、それに伴い、外国の大学と共同で教育プログラムを実施するといった取組が次々と展開されている。

本学では、平成 21 年 3 月に国際教育交流推進 WG において「北海道大学の国際教育加速化に向けてー『単位互換の指針』と『ダブル・ディグリー・プログラム』の導入ー」を取りまとめ、外国の大学とのダブル・ディグリー（以下「DD」という。）を実施可能とした。この報告に基づき、平成 22 年度以降、各研究科等において DD が開発され、平成 27 年 10 月現在で、7 つの大学と 8 つの覚書が締結されている。一方、昨年 11 月には大学設置基準及び大学院設置基準が改正され、外国の大学と共同で単一の学位記を授与するジョイント・ディグリー（以下「JD」という。）の実施が可能となった。JD については、本学の「北海道大学近未来戦略 150」において「グローバル教育を推進するための教育・学習環境を充実する。」として制度の導入を目標に掲げている。

これらを踏まえ、教育改革室と国際本部において、JD 制度の導入を含め、外国の大学との学生交流を今後より一層展開していくための方策について検討した。その結果、JD の実施は外国の大学との共同教育課程の構築を伴い、連携しようとする大学の属する国の教育制度等を考慮しなければならないなど、綿密な制度設計が必要であることから、現時点では当該制度は導入せず、継続審議とした。そこで、外国の大学との新たな共同教育プログラムについて検討し、博士（後期）課程学生に対する共同研究指導を行う「コチュテル」制度を導入することとした。

また、当該制度の導入にあたっては、現在実施されている DD プログラムについても、コチュテルや JD との整理や、これまでの実施状況を踏まえた制度の一部見直しが必要となり、あわせて検討を行った。

## 2. コチュテル・プログラム

### (1) 概要

コチュテル (cotutelle) とは、一般に、博士（後期）課程の学生に対し 2 以上の大学において行う共同研究指導のことを指し、コチュテルにより学修した学生が在籍大学を修了した場合、「under a cotutelle agreement with ○○ university」といった文言が学位記に付記される。このコチュテルを利用した教育プログラムは、コチュテル・プログラムと呼ばれている。

コチュテル・プログラムは、博士（後期）課程における研究指導のみのプログラムであるので、JD や DD のような学位取得のための教育課程全て（授業・研究指導・在籍期間等）が含まれる学位プログラムとは異なる。また、コチュテル・プログラムはヨーロッパ、オーストラリアなどで多く実施されているが、その定義や実施形態は大学・地域毎に異なる。在籍大学のみから学位を出すものや、JD と同様に共同で学位を出すもの、DD と同様にそれぞれの大学で学位を授与するものなどがある。名称も、コチュテル・プログラムの他、「Joint PhD Program」「Conjoint Doctoral Degrees Program」など様々

なものがある。他大学と連携をする際には、名称ではなくプログラムの内容に応じて、本学が定めるコチュテルなのか、あるいはDDやJDなのかを判断する必要がある。

## (2) コチュテル等の定義

本学におけるコチュテル及びコチュテル・プログラムの定義は次のとおりとする。

コチュテル：

本学と外国の大学との間で協定等を締結し、各大学の博士（後期）課程に在籍する学生に対し、各大学の教員がそれぞれ原則1年以上の研究指導を行うという研究指導方法の一形態。単なる研究指導委託と異なり、より組織的・計画的に研究指導を実施することとなり、学位審査の際には、当該派遣先大学の研究指導教員を審査委員として加えることがある。本学と連携する大学において、「Joint PhD」や「Conjoint Doctoral Degrees」など異なる名称を使用している場合、内容が同様のものであれば、本学ではコチュテルとして取り扱う。なお、今後本学において、「博士課程における外国大学との共同研究指導」という時は、コチュテルを示すものとする。

コチュテル・プログラム：

コチュテルにより外国の大学と共同で研究指導を行う教育プログラムのこと。コチュテル・プログラムにより共同研究指導を受けた学生が在籍大学の修了要件を満たした場合、「博士課程修了に必要な研究指導は〇〇大学と共同で実施したものである。」との文言が記載された学位記を発行する。

博士（後期）課程におけるDDプログラムをコチュテル・プログラムとして実施することも可能であり、連携大学の修了要件を満たした場合は、連携大学からも学位が授与される。

## (3) コチュテル・プログラムと関連制度の比較

	コチュテル・プログラム	DDプログラム	(参考) JDプログラム
実施上のプラス要素	<p>《学生》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国の大学での研究指導が学位記に記載される。</li> </ul> <p>《大学》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DDやJDと異なり、直接両大学の教育課程に影響を与えるものではないので、比較的容易に実施が可能。</li> </ul>	<p>《学生》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位互換等を活用することで、短期間で、2つの大学の学位を取得できる。</li> </ul> <p>《大学》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの大学の教育課程に影響を与えず、単位互換を活用するだけで実施が可能。</li> </ul>	<p>《学生》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DDに比べ少ない負担で、外国の大学との共同学位の取得が可能（標準修業年限で修了が可能）。</li> <li>外国の大学への留学がそのまま学位に直結する。</li> </ul> <p>《大学》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1つの大学では提供できない高度なプログラムを構成できる。</li> </ul>
実施上のマイナス要素	<p>《学生》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特になし（コチュテル・プログラムの要件（海外での研究指導期間1年など）を達成できなければ、通常の課程として修了することも可能）。</li> </ul> <p>《大学》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同で学位審査を行う際になどに連携大学と調整が必要。</li> </ul>	<p>《学生》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2つの教育課程を修了することになるため、本学の課程のみを修了することに比べ、時間的・金銭的な負担が大きい（単位互換、授業料相互不徴収等の制度を通じて、ある程度の軽減は可能）。</li> </ul> <p>《大学》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学事暦が合わない大学と実施する場合の調整等が難しい。</li> <li>学位審査の実施体制等の調整が難しい。</li> </ul>	<p>《学生》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同教育プログラムなので、必ず外国の大学での学修を修了しなければ、学位を授与されない。</li> </ul> <p>《大学》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置するための条件が厳しい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新専攻の設置（設置審査）</li> <li>専任教員を1名配置 等</li> </ul> </li> <li>各大学での学修の割合、共同開設科目など、学位制度が異なる各国において、様々な調整を行い、共同で1つの教育課程を構築しなければならない。</li> </ul>

#### (4) 基本制度

##### a. 学生の在籍及び授業料

本籍は派遣元大学に置くものとし、授業料等は協定に基づき、派遣元大学にのみ納めることを基本とする。ただし、授業料については連携大学との協議によるものとする。連携大学からの要望や、当該国・地域の制度により、連携大学において授業料等の徴収が求められることも想定されるが、その場合においても学生の経済的負担を極力小さくすることに努めることとする。なお、連携大学の学生を本学に受け入れる際の学生の身分は、特別研究学生とする。

##### b. 指導体制及び研究指導の期間

両大学の教員が共同で研究指導を実施すること。研究指導にあたっては、大学ごとに主任指導教員及び副指導教員を選任すること。

派遣先大学における研究指導は、原則1年以上（通算でも可）とする。外国における研究指導の開始時期は、連携大学との協議により決定するものとするが、博士（後期）課程1年次から2年次1学期までに開始することを原則とする。

##### c. 学位審査の方法

本学の学生にかかる学位審査には、審査委員に連携大学の教員（実際に研究指導を行った教員）を加えることがある。審査にあたっては、連携大学と十分に協議の上、その方法等を定め、各研究科等の学位審査に関する内規等で整備すること。連携大学の学生については、連携先の大学の学位審査方法によるものとする。

なお、連携大学の教員を審査に加える場合、審査に係る旅費等の負担については、あらかじめ連携大学と調整すること。ただし、学位審査の際に連携大学の教員が特別な事情等により同席できない場合、テレビ会議システムなどを利用し、実際に同席しているものと同じ環境で審査が可能と判断できれば、当該形式による出席も可とするので、協定を結ぶ際はこの点も考慮すること。

##### d. 学位記への記載方法

コチュテル・プログラムを修了した学生に対して本学から発行する学位記（日本語）には、本文の最後に「博士課程修了に必要な研究指導は〇〇大学と共同で実施したものである。」との文言を付記する。

英文の学位記には、学位記本文の最後に「under a cotutelle agreement with 〇〇(university)」と付記する。

##### e. 協定等の締結

教育プログラムの安定的かつ継続的な実施を確保するため、大学間交流協定又は部局間交流協定を締結した上で、研究指導の内容及び実施方法、学生に対する指導体制、授業料等の取扱い等、必要な事項についてコチュテル・プログラムの実施にかかる覚書を締結すること。また、連携大学との協議により、学生毎の覚書を締結するなど、学生の派遣・受け入れ毎に個別の事項も確認すること。

なお、コチュテル・プログラムとは異なる名称（Joint PhD等）でプログラムを実施したい旨の要望が連携大学からある場合でも、上記の定義に沿う内容のものであればコチュテル・プログラムとして覚書を締結すること。使用したい名称が異なる場合、「本プログラムは、北海道大学では

コチューテル・プログラムと呼び、〇〇大学では joint PhD program と呼ぶ」といった条項を入れた覚書を締結することが望ましい。

#### f. その他

ここに記載のある事項以外の必要な事項については、連携大学との協議により決定すること。ただし、コチューテル・プログラム修了により学位授与する学生については、本学の大学院通則等の関係規定に従う必要があることに十分留意すること。

### 3. ダブル・ディグリー・プログラム

DD はこれまで、平成 21 年 3 月の国際教育交流推進 WG 報告に基づき実施されてきたが、今後は当該報告の取扱いを廃止し、下記制度に基づき実施する。

#### (1) ダブル・ディグリー・プログラムの定義

このたび中央教育審議会が新たに DD の定義を定めたことから、本学でこれまで使用してきた DD の定義を見直し、今後は中央教育審議会の定義を踏まえた次の定義を使用することとする。

本学と外国の大学との間で協定等を締結し、同じ学位レベルの教育プログラムを開設し、単位互換等を通じ、プログラム参加学生がそれぞれの大学の卒業・修了要件を満たした際に、当該学生に対し、各大学がそれぞれ学位を授与するもの。

《参考：DD の定義》

○中央教育審議会の定義「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」(H26. 11. 14) より

複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの。

○本学のこれまでの定義「北海道大学の国際教育加速化に向けて－「単位互換の指針」と「ダブル・ディグリー・プログラム」の導入－」(平成 21 年 3 月 31 日) より

大学間交流協定に基づく学生交流の一環として、本学と協定大学との間で結ばれた教育プログラムにしたがい、両大学の学生が、それぞれの大学に在籍しながら、教育及び研究指導を両大学から受けることにより、それぞれの大学から学位を取得すること。

#### (2) 基本制度

##### a. 学生の在籍及び授業料

- 1) 両大学の教育課程を修了した学生に学位が授与されることとなるため、学生は、両大学に正規生として在籍するものであるが、派遣元大学に本籍を置く（以下「本籍大学」という。）ものとする。
- 2) 受け入れ学生の選考については、学生を受け入れる大学が定める入学者選抜制度に沿って実施する。
- 3) 授業料については、授業料相互不徴収の覚書等を締結し、本籍大学のみにも納めることが望まし

いが、連携大学との協議により決定するものとする。

#### b. 指導体制・研究指導期間

当該大学院等の修士課程又は博士（後期）課程において、学生が両大学の教員から研究指導を受けることが可能な研究指導体制を構築する。研究指導にあたっては、大学ごとに主任指導教員及び副指導教員を選任すること。

また、本学在籍学生が派遣先において受ける研究指導（学位論文の作成等に対する指導）期間は、修士課程では1年間を超えないものとする。

#### c. 学位審査の方法

学位審査にあたって、提出する学位論文は原則2本とし、各大学においてそれぞれ審査を実施すること。ただし、連携大学との協議により了承された場合に限り、1本の論文で両大学において審査を行うことも可とする。なお、その場合、学位の質の保証の観点から疑義を持たれないよう、研究科等の中で十分に検討を行うこと。

両大学は、それぞれの大学院等における学位論文の審査について、連携大学における担当教員を相互に審査員として積極的に受け入れることとする。

また、修士課程又は博士（後期）課程における修了認定試験（学位論文審査の口頭試問等）は、両大学において適切な言語で行い、各大学の規程に則り、それぞれの大学から学位を授与する。ただし、提出論文を1本とする場合であって、かつ、連携大学と本学の教員が出席する共同審査（各大学2名以上）を開催する場合に限り、審査を1回とすることもできる。なお、共同審査において、本学を本籍大学とする学生にかかる審査の際の主査は本学の教員でなければならない。

※ここで示す「共同審査」は、学位審査委員会における審査のみを指し、学位審査委員会に付随する予備審査等は含まない。学位審査の方法や手続きは、各大学の規程に則り実施することとなる。

#### d. 単位の認定・修了要件

- 1) 両大学において履修した各授業科目の単位認定にあたっては、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して行う。
- 2) 両大学で修得した単位数を、相互に各大学の修了要件単位数として繰り入れることができる。なお、単位換算については、「海外大学との単位互換マニュアル」（平成27年2月教育改革室・国際本部）を参考に実施すること。
- 3) 学生は、両大学の学位を取得するために、それぞれの大学において開講される授業科目の履修を含めた、両大学の教育課程における修了要件を満たさなければならない。
- 4) 本学における学位授与にあたっては、北海道大学大学院通則及び北海道大学学位規程に基づくものとする。

#### e. 協定等の締結

両大学は、教育プログラムの安定的かつ継続的な実施を確保するために、大学間交流協定又は部局間交流協定を締結した上で、教育プログラムの内容及び実施方法、学生に対する指導体制、授業料等の取扱い等、必要な事項についてDDプログラムの実施にかかる覚書を締結すること。また、連携大学との協議により、学生毎の覚書を締結するなど、学生の派遣・受け入れ毎に個別の

事項も確認すること。

また、博士（後期）課程において DD プログラムを実施する場合、本学で授与する学位に関して提出のあった学位論文については、学位規則に基づき、学位授与後 3 ヶ月以内に博士論文の要旨と論文審査の結果の要旨を、また、1 年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットで公表することとなることを連携大学と確認しておくこと。

#### f. その他

- 1) ここに記載のある事項以外については、連携大学との協議により決定すること。なお、本稿における DD とは対象を外国の大学として整理したものであり、国内大学との DD については制度の対象としていない。
- 2) 本学では現在学士課程における DD プログラムは実施されていないため、本稿は主に修士・博士（後期）課程における DD プログラムを想定し、作成している。そのため、学士課程における DD プログラムについては、「b.」、「c.」、下記「参考 1」及び「参考 2」の対象に含まれない。
- 3) 博士（後期）課程における DD プログラムが、前述のコチュテル・プログラムの要件を満たしている場合、連携大学との協議により、本学から発行される学位記に「博士課程修了に必要な研究指導は〇〇大学と共同で実施したものである。」旨の文言を付記することができる。

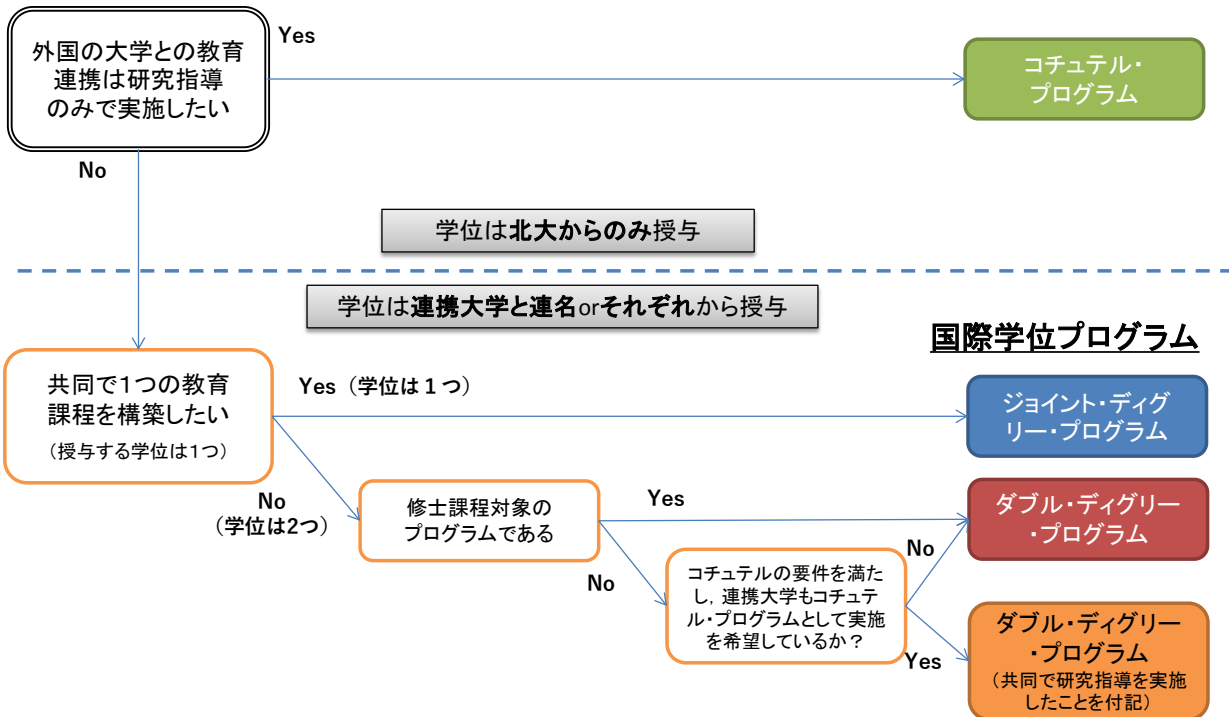
【参考1】国際共同教育プログラムにおける学位審査の違い

		一般的な教育課程		DD		JD
			コチュテル・プログラム		コチュテル・プログラム	
博士 (後期) 課程	提出論文	1本	1本	原則2本 【1本とすることも可】		1本
	審査回数	1回	1回	原則2回 【1回とすることも可】		1回 【連携大学と共同審査】
	学位	1つ	1つ	2つ 【コチュテル・プログラムの要件を満たしている場合、共同で研究指導を実施したことを学位記に付記することができる】		1つ 【連携大学と連名の学位(コチュテルとしては扱わない)】
修士課程	提出論文	1本		原則2本 【1本とすることも可】		1本
	審査回数	1回		原則2回 【1回とすることも可】		1回 【連携大学と共同審査】
	学位	1つ		2つ		1つ 【連携大学と連名の学位】

※外国の大学では JD のような形態でコチュテル・プログラムを実施しているケースがある。しかし、日本における JD は連名で1つの学位を授与するため、学位記に別途連携大学の名前を付記することは不要である。従って、今後本学に JD 制度が導入された際においても、JD にコチュテル・プログラムは適用しないものとする。

## 国際共同教育プログラムの分類

### 国際教育プログラム



※本学における「国際共同教育プログラム」とは、コチューテル・プログラム、ダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムの3つのプログラムを指す。

※研究指導のみで行う外国大学への教育連携は、コチューテル・プログラムの他、通常の教育課程の一部としての研究指導委託が考えられる。